

仕様書に対する質問・回答書

令和7年7月17日

業 務 名	岡山県警察本部庁舎ほか32施設で使用する電気の調達
-------	---------------------------

問1 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日等）等がございますか。

答1 提出する書類及び入札書の日付は作成日としてください。

問2 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用しているCISには自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約が行えません。自家発補給契約を解約し全量で契約することが可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないのでしょうか。

答2 令和7年7月3日回答分(1) 問6に対する回答のとおりです。

問3 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出していただきますが可能でしょうか。
(いただきました根拠が不十分だった場合、ご希望に添えない可能性がございます。)

答3 落札後、根拠資料を提出することに差し支えはありません。

問4 【500kW以上の案件について】

現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。

最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。

答4 現在の契約電力及び令和6年度の最大需要電力は「令和6年度電力使用実績」のとおりです。

なお、令和6年4月以降の最大需要電力は契約電力を超過していません。

問5 【500kW以上の案件について】

契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。

その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。

また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。

答5 仕様書記載の契約電力での申込みが一般送配電事業者に却下された場合、契約電力は協議の上、決定します。

また、契約単価の変更協議を行うことに差し支えはありません。

問 6 【500kW以上の案件について】

最大需要電力が契約電力を超過した場合に、弊社では超過金の支払いではなく契約電力の増加協議もしくは超過是正の対応をいたします。その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。

答 6 最大需要電力が契約電力を超過した場合、契約書（案）第 7 条第 2 項及び第 3 項のとおりとし、契約単価の変更はできません。

問 7 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込の場合、振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。

答 7 令和 7 年 7 月 3 日回答分(1) 問 2 に対する回答のとおりです。

問 8 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。

答 8 差し支えありません。

問 9 送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。

答 9 送電開始日と計量日は同日です。

問10 計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

答10 いずれの施設も計量日は 1 日です。

問11 電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。

答11 令和 7 年 7 月 15 日回答分(1) 問 1 に対する回答のとおりです。

問12 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですでしょうか。

答12 一枚の請求書に対し、複数から支払うことはありません。

問13 自動検針装置はついていますか。未設置の場合、供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合、開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。

答13 自動検針装置（スマートメーター）の設置については、仕様付属書記載のとおりです。

問14 仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。

答14 令和7年7月10日回答分 問7に対する回答のとおりです。

問15 入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。

答15 指定はありません。

問16 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。

答16 仕様書3(12) その他に記載のとおり、燃料費等調整額は、各施設を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとします。

問17 弊社が契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。

ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。

答17 令和7年7月3日回答分(2) 問2に対する回答のとおりです。

問18 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能でしょうか。

答18 令和7年7月3日回答分(1) 問1に対する回答のとおりです。

問19 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。

答19 初度入札で落札者が決定する場合、落札業者は開札日に決定します。

問20 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。

答20 基本料金、電力量料金及び燃料費等調整額は小数点以下第3位を四捨五入し、契約書（案）第10条のとおり算定してください。なお、契約単価は税込みです。

問21 入札保証金・契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろ

しいでしょうか。

答21 入札保証金の減免については、岡山県財務規則第133条の規定により決定します。

岡山県財務規則第133条第3号により入札保証金を免除する場合、岡山県の入札参加資格を有していれば、提出書類は必要ありません。

契約保証金の減免については、岡山県財務規則第155条の規定により決定します。

岡山県財務規則第155条第3号による減免の場合、過去2年間における当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする国又は地方公共団体等との契約実績が対象となり、その事実を確認できる書類を落札後に提出していただきます。具体的な免除の可否については、落札後に提出される書類を基に決定します。

問22 市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。

答22 市場連動又は市場連動を含むプランでの応札はできません。